

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年8月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000899号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100059号

第1 結論

1 請求期間のうち、訂正請求記録の対象者のA社における平成29年8月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年8月の標準報酬月額については26万円から30万円とする。

平成29年8月の訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年2月21日から平成31年1月28日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)が勤務していたA社の労働組合の方から、年金記録について、同社から年金事務所(平成21年12月以前は社会保険事務所。以下同じ)への報酬月額の届出が低く改ざんされているかもしれないとの話を聞いた。A社において、同様の被害に遭われた方が年金記録を直してもらったことを聞いたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成29年8月1日から同年9月1日までの期間について、A社から提出された訂正請求記録の対象者に係る賃金台帳一覧(以下「賃金台帳一覧」という。)により確認できる標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特

例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、賃金台帳一覧により、請求期間のうち、平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められないものの、賃金台帳一覧により判断できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、保険料を徴収する権利が既に時効により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、平成 17 年 2 月 21 日から平成 24 年 2 月 1 日までの期間については、請求者から提出された平成 21 年分から平成 23 年分までの給与所得に係る源泉徴収票には、当該年における年間の報酬額及び社会保険料額は記載されているものの、請求者及び A 社は平成 17 年 2 月 21 日から平成 24 年 2 月 1 日までの期間の報酬月額を確認できる給与明細書や賃金台帳一覧などの資料を保有していない旨回答していることから、当該期間における各月の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求期間のうち平成 24 年 2 月 1 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 30 年 11 月 1 日までの期間については、請求者から提出された平成 24 年分から平成 27 年分まで及び平成 30 年分の給与所得の源泉徴収票並びに賃金台帳一覧によると、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることが認められる。

なお、請求者は、A 社の労働組合の方から、同社の年金事務所への報酬月額の届出が低く改ざんされているかもしれないと聞いた旨主張しているものの、それを確認できる資料はない上、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者の標準報酬月額が遡って減額されるなどの不合理な事務処理は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、平成 17 年 2 月 21 日から平成 29 年 8 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 30 年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額の訂正は認められない。

- 3 請求期間のうち、平成 30 年 11 月 1 日から平成 31 年 1 月 28 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、上記賃金台帳一覧及び日本年金機構の回答から判断すると、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、記録の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2000907 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100061 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 29 年 3 月 30 日の標準賞与額を 22 万 5,000 円とすることが必要である。

平成 29 年 3 月 30 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 3 月 30 日

A 社に勤務し、産前産後休業期間中に支給された平成 29 年 3 月の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、事業主から、年金事務所への届出を行っていなかったため、賞与の記録が漏れているとの連絡があった。保険給付の対象とならない記録 (厚生年金保険法第 75 条本文該当) になっているので保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された平成 29 年 3 月 30 日支給・控除一覧表により、請求者は、同日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の 2 の規定に基づき、平成 29 年 * 月 * 日から同年 * 月 * 日までの期間について、請求者に係る産前産後休業取得者申出書を提出したことが認められる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記支給・控除一覧表において確認できる賞与額から、22 万 5,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000908号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100062号

第1 結論

請求者のA社における平成30年4月1日の標準賞与額を43万7,000円とすることが必要である。

平成30年4月1日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成3年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年4月1日

A社に勤務し、産前産後休業開始日の属する月に支給された平成30年4月の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたが、事業主から、年金事務所への届出を行っていなかったため、賞与の記録が漏れているとの連絡があった。保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成30年4月1日支給・控除一覧表により、請求者は、平成30年4月1日に同社から賞与の支払を受けていることが確認できる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づき、平成30年*月*日から同年*月*日までの期間について、請求者に係る産前産後休業取得者申出書を提出したことが認められる。

さらに、当該規定には、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であって、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められていることから、請求期間に支払われた賞与については、保険給付の計算の基礎となるものとして記録すべきである。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要であり、その額は、上記支給・控除一覧表において確認できる賞与額から、43万7,000円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100172号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100060号

第1 結論

1 請求者のA社における標準賞与額を、平成23年7月8日は38万円、同年12月9日及び平成24年7月10日は37万2,000円に訂正することが必要である。

平成23年7月8日、同年12月9日及び平成24年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年7月8日、同年12月9日及び平成24年7月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月10日
② 平成23年7月8日
③ 平成23年12月9日
④ 平成24年7月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から④までの賞与の記録が漏れているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間②から④までについて、請求者から提出された預金通帳及びA社の複数の同僚から提出された賞与明細書により、請求者は当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成23年7月8日、同年12月9日及び平成24年7月10日に係る標準賞与額については、上記の預金通帳により確認できる振込額及び同僚の賞与明細書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成23年7月8日は38万円、同年12月9日及び平成24年7月10日は37万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は亡くなっており、平成23年7月8日、同年12月9日及び平成24年7月10日の賞与に係る請求者の届出や保険料控除について取締役からも回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、請求者は、請求期間①に係る賞与明細書等及び当時の預金通帳を保有していない上、請求者が賞与の振込先としていた金融機関も請求期間①当時の預金取引記録は確認できない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除を確認することができない。

また、A社の同僚で請求期間①の賞与明細書を保有している者はおらず、請求期間①に係る賞与からの厚生年金保険料の控除について推認することができない。

さらに、オンライン記録によると、A社は平成30年3月9日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も亡くなっており、取締役からも回答が得られないことから、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者の住所地を管轄するB市役所は、課税証明書を発行できる期間は当該年度を含めて7年であるとしていることから、請求期間①当時の社会保険料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100073 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100063 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 2 月 2 日から昭和 41 年 8 月 23 日まで

私は、A 社の従業員として在籍していた期間のうち、昭和 39 年 1 月 26 日から昭和 41 年 8 月 23 日までの期間、鉱山開発の技術援助を目的として B 国の C 社での業務を命ぜられ、家族とともに駐在したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

A 社の後継事業所である D 社から提出された昭和 39 年 9 月 1 日現在従業員名簿及び昭和 42 年 10 月 1 日現在従業員名簿並びに請求者から提出された昭和 40 年 10 月 1 日現在従業員名簿により、請求者は、それぞれの時点において、A 社の従業員であったことが確認できるほか、請求者から提出された B 国出張報告により、請求者は昭和 39 年 1 月 26 日から昭和 41 年 8 月 23 日まで、鉱山開発のため、B 国に駐在していたことが確認できる。

また、請求期間当時、A 社において給与計算及び社会保険手続を担当していたとする者は、同社の海外駐在員規程に基づき、請求者に対して国内給与が支給されていた旨回答しているところ、現在の海外派遣員取扱規定によると、開発及び工事派遣員に対して、滞在費、業務手当等が支給され、駐在員に対しては外地給与及び内地給与が支給されていることが確認できる上、D 社の担当者は、開発及び工事派遣員に対しては、上記手当等のほかに通常の給与が支給されている旨陳述している。

しかしながら、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者は、昭和 39 年 2 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、昭和 41 年 8 月 23 日に同資格を取得していることが確認でき、当該名簿に書き換え等の不自然な記載は見当たらない。

また、D 社は、請求期間当時の規定については確認することができないと回答しているほか、請求期間当時の資料を保管しておらず、請求者に係る給与の支給状況、厚生年金保険の取扱い及び保険料控除は不明である旨回答しており、請求期間に係る厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。